

誰もが安全で安心して暮らせる社会

筑紫野市では、本年10月1日から印鑑登録証明書の性別欄を廃止しました。このような変更に至った背景には何があるのでしょうか。

心と体の性の不一致の人の思い

ある研修で、「日本性同一性障害と共に生きる人々の会」に所属されている方からトランスジェンダー（自らが認識している性「心の性」と生まれもった体の性が異なった人）の話を聞くことができました。その中で特に初めて知って考えさせられたことは、

- 男女年齢を区別する調査のボタンがあるレジカウンター
- 選挙の際、投票者の男女を区別する投票用紙交付機
- 性別の記載がある申請書を置いている窓口

など、男女を意識させられるような場に行くことを避けている人がいることです。また、自信をもって自らの性別を選択できないことや周囲の目を気にしてしまうことに息苦しさを感ずる人も多くいるということです。

誰もが暮らしやすい社会に向けて

- 2003年7月：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立しました。

性同一性障害を抱える人の社会生活上のさまざまな問題を解決することを目的とした法律で、これにより、性同一性障害を抱える人のうち、特定の条件を満たす人については、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

- 2016年4月：「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という通達が文部科学省から教職員に出されました。

性同一性障害の児童生徒への対応として、①自認する性別の制服や衣服、体操服の着用を認めること ②職員トイレ・多目的トイレの利用を認めるといった配慮が示されました。

- 2018年7月：お茶の水女子大学が戸籍上は男性だが、自らが女性であると認識する人の受け入れを2020年から開始すると発表しました。

女子教育の教育機関として長い歴史を誇るお茶の水女子大学が、トランスジェンダーの人を受け入れるとしたことは大きな話題になりました。

このように社会全体としてさまざまな取り組みがされている中、筑紫野市においても、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、印鑑登録証明書の性別欄を廃止したのです。



※トランスジェンダーとは心と体の性が異なる人のことを指し、性同一性障害とは医学的疾患のことであり、診断名です。トランスジェンダーという広義の中に性同一性障害が含まれるといわれています。